

結果通知書

遺伝子組換え生物等の種類の名 称	E1 及びE3 遺伝子を欠失し、SARS-CoV-2 (nCoV-19) のスパイク糖タンパク質をコードする遺伝子を含む非増殖型遺伝子組換えチンパンジーアデノウイルスY25 型 (ChAdOx1 nCoV-19、治験成分記号：AZD1222)
申請者名	アストラゼネカ株式会社
第一種使用等の内容	ヒトの予防接種用ワクチンの開発を目的とした治験における投与、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
申請年月日	令和 2 年 7 月 10 日
概 要	<p>申請の概要は、別添のとおりである。</p> <p>医薬品医療機器総合機構は、本申請の遺伝子組換え生物等の第一種使用規程に従って第一種使用等を行う限り、生物多様性に影響を及ぼすおそれはないと判断した。</p>
経 過	<p>① 令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日 事前審査受付</p> <p>② 令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日 専門協議</p> <p>③ 令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日 照会</p> <p>④ 令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日 回答</p> <p>⑤ 令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日 差換え指示</p> <p>⑥ 令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日 差換え</p> <p>⑦ 令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日 事前審査終了</p>
備 考	<p>上記により、カルタヘナ法に基づく第一種使用規程の承認申請に関して、事前審査を実施しましたので、その結果を通知します。</p> <p>令和 2 年 7 月 27 日</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長 藤原 康弘</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局長 殿</p>

(別添)

I. 申請の概要

提出された第一種使用規程に関する承認申請書及び生物多様性影響評価書において、以下のとおり述べられている。

1. 第一種使用規程承認申請書

E1 及び E3 遺伝子を欠失し、SARS-CoV-2 (nCoV-19) スパイク糖タンパク質を発現する非増殖型遺伝子組換えチンパンジーアデノウイルス (ChAdOx1 nCoV-19) (以下「本遺伝子組換え生物等」という。)の第一種使用等の内容は、ヒトの予防接種用ワクチンの開発を目的とした治験における投与、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為である。

承認申請時の第一種使用規程は、以下のとおりである。

本遺伝子組換え生物等の原液の保管

- (1) 本遺伝子組換え生物等の保管は、容器に密封された状態で、遺伝子組換え生物等である旨を表示し、治療施設内の適切に管理された冷蔵庫において行う。

本遺伝子組換え生物等の投与液の調製及び保管

- (2) 本遺伝子組換え生物等の投与液の調製は、治療施設内の他の区画と明確に区別された作業室内で行い、作業室内での本遺伝子組換え生物等の拡散を最小限に留める。
- (3) 調製後の投与液は、容器に密封された状態で保管する。

運搬

- (4) 本遺伝子組換え生物等の治療施設内での運搬は、密封した状態で行う。

被接種者への投与

- (5) 本遺伝子組換え生物等の投与は、治療施設内の他の区画と明確に区別された治療室内で、被接種者の筋肉内に注入することにより行う。投与時は、治療室内での本遺伝子組換え生物等の拡散を最小限に留める。

投与後の被接種者からの排出等の管理

- (6) 投与後、被接種者の創部を消毒し、創部から排出される本遺伝子組換え生物等の環境への拡散が最小限となるよう、医師の判断により必要とされる期間対策を講じる。
- (7) 被接種者の排出物等から第三者への本遺伝子組換え生物等の伝播を最小限とするために、本遺伝子組換え生物等の投与を受ける被接種者に適切な指導を行う。

- (8) 投与を受けた被接種者が当該治療施設以外の医療施設（以下「外部医療施設」という。）で治療を受ける場合には、本遺伝子組換え生物等の投与後、排出等の管理が不要となるまでの間、外部医療施設に対し第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え生物等が投与された被接種者であることが情報提供されるよう、本遺伝子組換え生物等の投与を受ける被接種者に適切な指導を行う。

被接種者検体の取扱い

- (9) 被接種者から採取した検体（以下「検体」という。）は、治療施設その他の外部医療施設（以下「施設等」という。）の規定に従って取り扱う。
- (10) 本遺伝子組換え生物等の投与後、排出等の管理が不要となる期間までに、検体の検査が外部の受託機関（以下「検査機関」という。）に委託される場合は、本遺伝子組換え生物等が漏出しない容器に入れ、施設等から検査機関へ運搬する。運搬は、第一種使用規程の承認を受けている遺伝子組換え生物等が投与された被接種者の検体である旨を情報提供して行う。検体は検査機関の規定に従って取り扱う。
- (11) 検体の廃棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）に基づいて施設等又は検査機関で定められた医療廃棄物の管理に係る規程（以下、「医療廃棄物管理規程」という。）に従って行う。

感染性廃棄物等の処理

- (12) 本遺伝子組換え生物等の原液の廃棄は、治療施設内で不活化処理を行った上で、医療廃棄物管理規程に従って行う。
- (13) 本遺伝子組換え生物等の原液の希釈液及び本遺伝子組換え生物等が付着した可能性のある機器及び器材の廃棄は、医療廃棄物管理規程に従って行う。再利用する機器及び器材にあたっては、不活化処理を行い、十分に洗浄する。
- (14) 被接種者が自宅で用いたドレッシング材及び洗浄に用いた器材等は、厳重に密閉した状態で廃棄する。
- (15) 本遺伝子組換え生物等の原液の廃棄を感染性廃棄物処理業者に委託する場合には、本遺伝子組換え生物等の原液は、漏出しない密封容器に入れた上で、他の医療廃棄物と区別して保管し、感染性廃棄物処理業者へ運搬し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)の別表第 1 の 4 の項に定める感染性廃棄物（以下「感染性廃棄物」という。）として廃棄する。
運搬は、第一種使用規程の承認を受けている遺伝子組換え生物等を含む廃棄物である旨を情報提供して行う。
- (16) 本遺伝子組換え生物等の原液の希釈液及び検体の廃棄を感染性廃棄物処理業者に委託する場合には、本遺伝子組換え生物等の原液の希釈液及び検体を漏出しない密封容器に入れ、本遺伝子組換え生物等が付着した

II. 審査の概略

第一種使用規程に関する承認申請書及び生物多様性影響評価書を踏まえ、機構は以下のように事前審査を実施した。

1. 生物多様性影響評価の結果について

(1) 他の微生物を減少させる性質

野生型 ChAdY25 は、競合、有害物質の産生等により他の微生物を減少させることは知られていない。本遺伝子組換え生物等は、E1 領域及び E3 領域の欠失、E4orf4, 6, 6/7 領域のヒトアデノウイルス 5 型の配列への置換及び供与核酸の導入のほかは野生型 ChAdY25 と同一であり、これらの変異による感染宿主域の変化はない。また、非増殖性であることから、本遺伝子組換え生物等が伝播する可能性は野生型 ChAdY25 よりも低い。

以上を踏まえ、機構は、本申請における第一種使用規程に従って治験を行う限り、他の微生物を減少させる性質に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないとした申請者の結論は妥当であると考ええる。

(2) 病原性

本遺伝子組換え生物等が自然環境でサル以外の動物に感染するという報告はなく、ヒトに感染したとしても、本遺伝子組換え生物等は非増殖性であるため、免疫機構により容易に排除される。S タンパク質は、免疫原性を示す可能性のあるものの、病原性は認められていない。また、ChAd63 等を宿主とする遺伝子組換えウイルスベクターは海外の臨床試験等で一定数使用されており、これまでに実施された海外臨床試験において安全性が確認されている。これらの点より、本遺伝子組換え生物等の病原性は低いと考えられる。

以上を踏まえ、機構は、本申請における第一種使用規程に従って治験を行う限り、病原性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないとした申請者の結論は妥当であると考ええる。

(3) 有害物質の産生性

本遺伝子組換え生物等が産生する S タンパク質は、野生型と同一のアミノ酸配列であり膜融合能を保持しているが、海外で進行中の臨床試験において特異的な副反応は見られておらず、免疫原性を除いて有害作用は認められないと考えられる。また、ChAd63 等を宿主とする遺伝子組換えウイルスベクターにおいて有害物質の産生性は確認されていないため、本遺伝子組換え生物等においても有害物質の産生性はないと考えられる。

以上を踏まえ、機構は、本申請における第一種使用規程に従って治験を行う限り、有害物質の産生性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないとした申請者の結論は妥当であると考ええる。

(4) 核酸を水平伝達する性質

本遺伝子組換え生物等の核酸は、野生型 ChAdY25 と同様に感染細胞の核内で染色体外遺伝子として存在すると考えられることから、感染細胞の染色体に組み込まれる可能性は低いと考えられる。

野生型 ChAdY25 については、自然環境でサル以外の動物に感染するとの報告はなく、免疫機構により容易に排除されることに加え、本遺伝子組換え生物等は非増殖性であることから、たとえ環境中に漏出した場合でも、環境中から速やかに消失すると考えられる。

また、被接種者体内で本遺伝子組換え生物等が相同組換えによって自己複製可能な RCA を生じる可能性もある。しかしながら、そのためには本遺伝子組換え生物等と野生型チンパンジーアデノウイルスが同一細胞に共感染する必要があるが、本遺伝子組換え生物等の接種部位である筋肉は通常アデノウイルスが感染する部位ではないため、第一種使用規程に従った治験を行う限り、共感染する可能性は極めて低いと考えられる。また、仮に RCA が認められたとしても、野生型 ChAdY25 と同様に免疫機構により容易に排除されること、感染細胞の染色体に組み込まれる可能性は低いことを踏まえると、認められた RCA により核酸が水平伝達される可能性は極めて低いと考えられる。

以上を踏まえ、機構は、本申請における第一種使用規程に従った治験を行う限り、核酸を水平伝達する性質に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないとした申請者の結論は妥当であると考えられる。

2. 専門協議における議論の要旨

(1) カルタヘナ法に基づく第一種使用規程の承認申請に係る専門協議を開催し審議を行った。

【参加専門委員】

本遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請に係る専門協議の委員は以下のとおりであった。

氏名	所属
おの 小野寺 まさふみ 雅史	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 遺伝子細胞治療推進センター センター長
しまだ 島田 たかし 隆	日本医科大学 名誉教授
たけうち 竹内 たかまさ 隆正	国立感染症研究所 病原体ゲノム解析研究センター 主任研究官
やまぐち 山口 てるひで 照英	日本薬科大学 薬学部 客員教授

(五十音順・敬称略)

(2) 専門協議における主な議論

機構は、審査の概略で示した生物多様性影響評価に対する機構の考えに基づき、本申請に係る第一種使用規程に関する以下の点について専門委員の意見を求めた。

1) 投与後の被接種者からのウイルス排出に対する管理の適切性について

現時点において、本遺伝子組換え生物等の使用等に関する情報は得られていないが、同様の機序（E1/E3 遺伝子の欠失）により複製能を失わせた類似のチンパンジーアデノウイルスベクター（ChAd63ベクター）の海外臨床試験において、遺伝子組換え生物等の尿への排出が検討されている。接種2日後に採取したすべての尿検体中からウイルスベクターDNAは検出されなかった。また、2種類のChAd63ベクターの生体内分布試験において、接種部位以外へのウイルス遺伝子の分布は認められなかった。

申請者は、本遺伝子組換え生物等と類似のChAd63ベクターとで、感染宿主域及び組織指向性の差異はないと考えられることから、本遺伝子組換え生物等の排出及び残存のプロファイルを、ChAd63ベクターを用いた生体内分布試験及び海外臨床試験の結果に基づき考察することは可能と考えている。

申請者は、これらの生体内分布試験結果並びに海外臨床試験における遺伝子組換え生物等の排出及び残存の結果を踏まえると、投与後の被接種者からの排出の管理として、投与部位からの排出が最小限となる対策を講じること、本遺伝子組換え生物等の投与を受ける被接種者に適切な指導を行うこと等で、排出物等から第三者への本遺伝子組換え生物等の伝播のリスクは管理できると考えている。

また、申請者は以下に示す理由から、投与後の被接種者から排出される本遺伝子組換え生物等が生物多様性へ影響を与える可能性は極めて低いと考えており、そのため、投与後の被接種者の個室管理や排泄物等の管理は、第一種使用規程承認申請書に規定されていない。

- ① 本遺伝子組換え生物等は、ウイルスDNAの複製及びウイルス粒子構成タンパク質の産生に必要なE1領域及びE3領域を欠失しており非増殖性であることから、第三者へ感染した場合にも核内でウイルス粒子の複製は起こらないと考えられること。
- ② 野生型ChAdY25が自然環境においてサル以外の動物に感染するとの報告はなく、本遺伝子組換え生物等は、ヒト体内の同一細胞に野生型チンパンジーアデノウイルスと共感染した場合でなければ増殖は起こらないと考えられること。

機構は、組み込まれた供与核酸の違いが、本遺伝子組換え生物等のウイルス粒子構造の本質等に影響を与えるとは考えにくいことから、本遺伝子組換え生物等の感染宿主域及び組織指向性がChAdY25を宿主とする遺伝子組換え生物等と異なる可能性は極めて低いと判断した。したがって、ChAdY25の近縁種で

ある ChAd63 を宿主とする遺伝子組換え生物等の海外臨床試験及び生体内分布試験の結果に基づき本遺伝子組換え生物等の排出及び残存のプロファイルを考察することは受入れ可能と判断した。

機構は、ChAd63 を宿主とする遺伝子組換え生物等の生体内分布試験結果並びに海外臨床試験で得られている排出及び残存のプロファイル、宿主である ChAdY25 の特徴や本遺伝子組換え生物等が非増殖性であることを踏まえると、被接種者から排出された本遺伝子組換え生物等が環境中に拡散した場合であっても水平伝達する可能性は低く、生物多様性に影響を与える可能性は低いとの申請者の考えは受入れ可能と判断した。

また、第三者への伝播の可能性については、本遺伝子組換え生物等の投与後には一定程度のウイルス排出が継続して認められる可能性があるものの、第一種使用規程書に定める「投与後の被接種者からの排出等の管理」において被接種者への指導を行う等の第三者への伝播の可能性を低減させる方策が講じられることを踏まえると、投与後の被接種者からの排出の管理として個室管理や排泄物等の管理に関する規定を設ける必要はないと判断した。

専門委員は、機構の意見を支持した。

3. 生物多様性影響評価書を踏まえた結論

機構は、専門協議での議論を踏まえて、本遺伝子組換え生物等の特性、現時点での科学的知見及びこれまでの ChAd63 ベクターを含む使用実績等から、本第一種使用規程承認申請書に従って使用を行う限り、本遺伝子組換え生物等について、生物多様性に影響を及ぼすおそれはないと考える申請者の見解は妥当であると判断した。

III. 専門協議後に修正した第一種使用規程承認申請書

機構における事前審査及び専門協議を受けて修正した第一種使用規程承認申請書を以下に示した。

本遺伝子組換え生物等の原液の保管

- (1) 本遺伝子組換え生物等の保管は、容器に密封された状態で、遺伝子組換え生物等である旨を表示し、治療施設内の適切に管理された冷蔵庫において行う。

本遺伝子組換え生物等の投与液の調製及び保管

- (2) 本遺伝子組換え生物等の投与液の調製は、治療施設内の他の区画と明確に区別された作業室内で行い、作業室内での本遺伝子組換え生物等の拡散を最小限に留める。
- (3) 調製後の投与液は、容器に密封された状態で保管する。

運搬

- (4) 本遺伝子組換え生物等の治療施設内での運搬は、密封した状態で行う。

被接種者への投与

- (5) 本遺伝子組換え生物等の投与は、治療施設内の他の区画と明確に区別された治療室内で、被接種者の筋肉内に注入することにより行う。投与時は、治療室内での本遺伝子組換え生物等の拡散を最小限に留める。

投与後の被接種者からの排出等の管理

- (6) 投与後、被接種者の創部を消毒し、創部から排出される本遺伝子組換え生物等の環境への拡散が最小限となるよう、医師の判断により必要とされる期間対策を講じる。
- (7) 被接種者の排出物等から第三者への本遺伝子組換え生物等の伝播を最小限とするために、本遺伝子組換え生物等の投与を受ける被接種者に適切な指導を行う。
- (8) 投与を受けた被接種者が当該治療施設以外の医療施設（以下「外部医療施設」という。）で治療を受ける場合には、本遺伝子組換え生物等の投与後、排出等の管理が不要となるまでの間、外部医療施設に対し第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え生物等が投与された被接種者であることが情報提供されるよう、本遺伝子組換え生物等の投与を受ける被接種者に適切な指導を行う。

被接種者検体の取扱い

- (9) 被接種者から採取した検体（以下「検体」という。）は、治療施設その他の外部医療施設（以下「施設等」という。）の規定に従って取り扱う。
- (10) 本遺伝子組換え生物等の投与後、排出等の管理が不要となるまでの期間、検体の検査が外部の受託機関（以下「検査機関」という。）に委託される場合は、本遺伝子組換え生物等が漏出しない容器に入れ、施設等から検査機関へ運搬する。運搬は、第一種使用規程の承認を受けている遺伝子組換え生物等が投与された被接種者の検体である旨を情報提供して行う。検体は検査機関の規定に従って取り扱う。
- (11) 検体の廃棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）に基づいて施設等又は検査機関で定められた医療廃棄物の管理に係る規程（以下「医療廃棄物管理規程」という。）に従って行う。

感染性廃棄物等の処理

- (12) 本遺伝子組換え生物等の原液の廃棄は、治療施設内で不活化処理を行った上で、医療廃棄物管理規程に従って行う。
- (13) 本遺伝子組換え生物等の原液の希釈液及び本遺伝子組換え生物等が付着した可能性のある機器及び器材の廃棄は、医療廃棄物管理規程に従って

行う。再利用する機器及び器材にあたっては、不活化処理を行い、十分に洗淨する。

- (14) 被接種者が自宅で用いたドレッシング材及び洗淨に用いた器材等は、嚴重に密閉した状態で廃棄する。
- (15) 本遺伝子組換え生物等の原液の廃棄を感染性廃棄物処理業者に委託する場合には、本遺伝子組換え生物等の原液は、漏出しない密封容器に入れた上で、他の医療廃棄物と区別して保管し、感染性廃棄物処理業者へ運搬し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)の別表第1の4の項に定める感染性廃棄物(以下「感染性廃棄物」という。)として廃棄する。
運搬は、第一種使用規程の承認を受けている遺伝子組換え生物等を含む廃棄物である旨を情報提供して行う。
- (16) 本遺伝子組換え生物等の原液の希釈液及び検体の廃棄を感染性廃棄物処理業者に委託する場合には、本遺伝子組換え生物等の原液の希釈液及び検体を漏出しない密封容器に入れ、本遺伝子組み換え生物等が付着した可能性のある機器及び機材は嚴重な密閉を行った上で感染性廃棄物処理業者へ運搬し、感染性廃棄物として廃棄する。
- (17) 治療施設外で保管された未開封の本遺伝子組換え生物等を廃棄する場合は、密封された状態で高圧蒸気滅菌により不活化処理を行い、廃棄する。

以上